

随意契約理由書並びに比較見積省略書

本工事は、交野市私部地内の金剛生駒紀泉国定公園内の自然公園施設である「おおさか府民の森くろんど園地」において、利用者へ給水を行う特設水道設備の内、ろ過タンク及び付属の逆洗ポンプについて、経年劣化による給水能力の低下を改善するために実施する特設水道設備の改修工事であり、製作・撤去・据付・調整並びに試運転の一切を行うものである。

本件は、条件付き一般競争入札により令和5年10月11日に入札公告を行い、同月30日に開札を実施した。

開札結果は、1者の有効な入札があったが、電子入札公告において、一者入札に係る取り扱い（原則無効）の記載がなく、入札者が一者としても続行できる案件だったにも関わらず、開札執行者（大阪府総務部契約局）が本案件を誤って取り止めてしまった。

本工事は、本年度内に竣工し、その設備を更新するもので、特設水道の設備改修工事において、この時宜を逸すると事業計画が1年遅れとなり、府民の森の利用者に大きな影響を及ぼす恐れがある。

本来であれば、再度の公告を実施すべきところであるが、本件の応札者が1者でかつその入札が有効であったことから、再度の公告は、それを実施することによって得られる価格上の利益が入札に必要な経費と比較して得失相償わないものであり、かつ、早急に契約をしなければ契約をする機会を失う恐れがあるため、地方自治法第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を行うものである。

なお、本件の見積の徴収については、上記の経緯から取り止めた入札案件の応札者が一者であり、入札公告の記載の条件をすべて満たす条件で工事をできる者は1者しかないことから、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものとする。

工事名： くろんど園地再整備(5)工事